

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省 都市局 都市安全課）

制 度 名	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の廃止											
税目（条文番号）	所得税・法人税（租税特別措置法第 33 条第 1 項第 2 号、33 条の 4、64 条第 1 項第 2 号、65 条の 2 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号の 8）											
見 直 し の 内 容	<p>東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業（復興交付金事業計画に記載されている集団移転促進事業と併せて行うもの）のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産であることについて、国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には道県知事）の証明を受けた土地及び当該土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合に、譲渡所得に係る課税の特例（5,000 万円特別控除）を受ける措置につき、当該証明を受ける期限を平成 31 年 3 月 31 日限りとする。（廃止）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の増収見込額</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の増収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>平成 25 年度以降、本特例を適用しつつ、特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業を着実に推進してきたところであるが、平成 31 年度以降、各地方公共団体において、本特例の適用対象となる土地の取得について見込みがないため、本特例措置の適用期限をもって廃止とする。</p>											